介護老人保健施設 ケアポート栗東
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 ２ 条 訪問リハビリテーション等は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、生活機能の維持又は向上を目指し、訪問リハビリテーション等計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 ３ 条 当事業所では、訪問リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

２ 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

３ 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

４ 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

６ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

７ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあったては、介護保険法第 １１８ 条の2第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第 ４ 条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）事業所名　　社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
介護老人保健施設 ケアポート栗東 通所リハビリテーション
（2）開設年月日　平成 12 年 4 月 1 日
（3）所在地　　滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号
（4）電話番号　077-551-2600　ファックス番号　077-551-2609
（5）管理者名　吉岡 誠
（6）介護保険指定番号　介護老人保健施設（2551280015 号）

（従業者の職種、員数）
第 5 条 当事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。
（1） 管理者（1名兼務）：事業所の方針に従い、運営管理並びに経営の諸活動を統括し、事業所を代表する。
（2） 医師（1名以上）：利用者の診察と健康管理、保健衛生の指導、協力病院等との連携を図る。
（3） 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（1 名以上）：医師の指示に基づきリハビリテーションを実施する。また、多職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
（4） 事務員および労務員、その他（4名以上）：備品等の保全管理、保険請求業務及びその他必要な業務、労務・経理に関する管理、物品の調達受払、文書の収受整理・文書受付簿の管理整理、関係機関との連絡、委託会社への指示管理、その他事務に関する事項を行う。

（営業日および営業時間）
第 6 条 訪問リハビリテーション等の営業日および営業時間は次の通りとする。
（1）営業日 月曜日～金曜日（年間運用カレンダーに基づく）
営業時間 9 時 00～17 時 00 分

（サービス内容）
第 7 条 利用者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

（通常の事業の実施地域）
第 8 条 通常の訪問の実施地域を以下のとおりとする。
（1）栗東市、守山市（レインボーロードより南側、浜街道より東側）、草津市（大路 3 丁目、東草津 1 丁目～2 丁目）

（利用者負担の額）

第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１）訪問リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（２）当事業所は前項の支払いを受ける額のほか、診断書料等その他の費用の支払いを利用者から受けることができる。

※各種利用料を受けるため、以下列記する。

１　文書料　2000～5000 円（+消費税）

２　受領証明書　500 円（+消費税）

（減免）

第 10 条　利用料などの減免については、別に定める減免規程に基づき行う。

（虐待の防止等）

第 11 条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（非常災害対策）

第 12 条

事業所は非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第 13 条　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し定期的に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 14 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的医療機関での診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 15 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 16 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 17 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人恩賜財団済生会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 18 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診する。

（衛生管理）

第 19 条 利用者の使用する設備について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、設備の衛生的な管理等必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1） 当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

（3） 当事業において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（4） 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 20 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行なう。

（実習生等の受入れ）

第 21 条 当事業所は、年間を通じて看護・介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士などを目指す学生を実習生として受入れる場合がある。

2 実習生にも当事業所職員同様、秘密保持義務などがあり、必ず当事業所職員の指導のもとで実習するものとする。利用者は、実習生の受入れについて不都合のある場合は、当事業所職員に申出るものとする。

（苦情対応）

第 22 条 当事業所は、提供した介護保険サービスに対する要望や苦情に、迅速かつ適切に対応するものとする。

（賠償責任）

第 23 条 介護保険サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとする。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び申請者は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

（人権擁護等）

第 24 条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

（その他運営に関する重要事項）

第 25 条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 訪問リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人恩賜財団済生会の役員会において定める

ものとする。

付　則

この運営規程は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 8 年 10 月 23 日より施行する。